小国町告示第　99　号

令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金交付要綱を次のように定める。

令和８年４月１日

小国町長　仁科　洋一

令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金交付要綱

（目的及び交付）

第１条　町長は農作物等の被害防止や地域住民の安全・安心な生活の確保のため、有害捕獲業務従事者の確保を目的とし、狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可を取得する者に対し、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成２年小国町規則第１０号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付対象者）

第２条　交付対象者は、令和８年度に狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可を取得するための試験、講習等を受験する町民で、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

（１）小国町猟友会員又は、狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可を取得したのち小国町猟友会に入会し、有害捕獲業務に取り組む予定の者

（２）小国町猟友会会長の推薦を受けている者

（３）申請年度の試験等に不合格の場合、その翌年度までに再度試験等を受験する者

（交付対象費用及び交付金の額）

第３条　交付の対象となる費用は、狩猟免許（第一種銃猟）及び銃砲所持許可の取得に必要な次に掲げる費用の実費とし、限度額を定める。

交付対象費用	交付金の額
（１）猟銃等講習会（初心者講習会）	
①申請手数料（県証紙）	6,900 円を上限とする。
②写真撮影費用	1,500 円を上限とする。
③試験日旅費（町の規定に基づく車賃）	4,140 円を上限とする。
試験日日当（6,000 円）	6,000 円とする。
（２）射撃教習	
①教習資格認定申請手数料（県証紙）	8,900 円を上限とする。
②猟銃用火薬類等譲受許可証申請手数料（県証紙）	2,400 円を上限とする。
③射撃場協会負担金	18,000 円を上限とする。
（３）銃砲所持許可申請	
①申請手数料（県証紙）	10,500 円を上限とする。
②添付証明書手数料（戸籍抄本 450 円、住民票 400 円、身分証明書 400 円）	1,250 円を上限とする。
③写真撮影費用	1,500 円を上限とする。
④診断書作成費用	1,650 円を上限とする。
（４）　狩猟免許取得	
①狩猟免許（第一種銃猟）受験手数料（県証紙）	5,200 円を上限とする。
②写真撮影費用	1,500 円を上限とする。

	③診断書作成費用	1,650円を上限とする。
	④講習受講料（7,000円）	7,000円を上限とする。
	⑤試験日旅費（町の規定に基づく車賃）	4,140円を上限とする。
	⑥試験日日当（6,000円）	6,000円とする。

2　交付対象費用は、申請年度に係る費用に限るものとし、申請年度の翌年度以降に係る費用は、交付対象としない。

（交付金交付申請）

第４条　交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第１号）に収支予算書（様式第２号）及び推薦書（様式第３号）を添付し町長に提出しなければならない。ただし、年度内において複数の申請を行う場合の推薦書の添付については、当該年度において最初の申請の際に添付し、以降は省略できるものとする。

2　申請者は第３条交付対象費用のうち、（１）猟銃等講習会、（２）射撃教習、（３）銃砲所持許可申請、（４）狩猟免許取得のいずれを対象とするかを明記して申請するものとする。

3　交付対象費用のうち、既に一部の講習、許可等を受けている場合又は一部の講習、許可等を受け、翌年度以降その他の講習、許可等を受ける見込みがある場合は、それを除いて申請できるものとする。この場合において、既に一部の講習、許可等を受けている場合は、その証明書等を添付し、申請を行わなければならない。

4　交付対象費用のうち、（１）猟銃等講習会及び（４）狩猟免許取得については、令和８年度において一人あたり１回の申請に限るものとする。

5　交付対象費用に係る交付申請の受付期間（以下「受付期間」という。）は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

（１）猟銃等講習会　要綱制定の日から令和９年２月２６日まで
（２）射撃教習　　要綱制定の日から令和９年２月２６日まで
（３）所持許可申請　要綱制定の日から令和９年２月２６日まで
（４）狩猟免許取得　要綱制定の日から令和８年９月１１日まで

（交付の決定及び通知）

第５条　町長は、交付金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　町長は、交付金の交付にあたり次の条件を付するものとする。

（１）申請者は、小国町猟友会員であるか、狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可を取得したのち小国町猟友会に入会し、狩猟登録を行い、有害捕獲業務に取り組むこと。
（２）申請者は、既に小国町猟友会に所属している者を除き、小国町猟友会長の推薦を受けている者であること。
（３）申請者は、申請年度の試験等に不合格の場合はその翌年度に試験等を受験すること。
（４）申請者は、事業等を中止し又は廃止しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受け、申請取り下げ書（様式第５号）を提出しなければならない。

2　町長は、前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付事業者」という。）が前項各号の条件のいずれかに該当しなくなったときは、交付決定を取り消すことができる。

3　規則第７条第１項第１号に規定する軽微な変更は、事業に要する経費の30パーセントを越える減額以外の変更とする。

（実績報告）

第７条　交付事業者は、申請年度の試験、講習等が終了後速やかに実績報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

（１）猟銃等講習会

①収支精算書（様式第２号）

②領収書等の写し（県証紙、写真撮影費用等）

③試験に合格の場合は講習終了証明書の写し

④その他町長が必要と認める書類

（２）射撃教習

①収支精算書（様式第２号）

②領収書等の写し（県証紙、射撃場協会負担金）

③許可証等の写し（教習修了証明書、または不合格の場合はその証明書）

④その他町長が必要と認める書類

（３）銃砲所持許可申請

①収支精算書（様式第２号）

②領収書等の写し（県証紙、写真撮影費用、診断書作成費用、戸籍抄本、住民票、身分証明書）

③所持許可証の写し（写真貼付部見開き）

④その他町長が必要と認める書類

（４）狩猟免許取得

①収支精算書（様式第２号）

②領収書等の写し（県証紙、写真撮影費用、診断書作成費用、講習受講料）

③試験に合格の場合は狩猟免状の写し

④その他町長が必要と認める書類

（交付金交付額の確定）

第８条　町長は、規則第１５条の規定により、提出された実績報告書（様式第６号）を審査し、適正と認めたときは、交付金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（交付金の請求及び交付）

第９条　前条の規定により通知を受けた交付事業者は、速やかに請求書を町長に提出するものとし、町長はこれを審査し適正と認めたときは、交付金を交付する。

（交付金の返還）

第１０条　町長は、交付事業者が偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたときは、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

（書類の保存）

第１１条　交付事業者は、支出についての証拠書類を交付事業終了の翌年度から起算して５年間整理保管しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

小国町長　仁　科　洋　一　　殿

申請者
住所
氏名
（署名または記名押印）
電話番号　　（　　）

令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金交付申請書

令和８年度において、小国町狩猟免許（第一種銃猟）及び銃砲所持許可取得費用交付金事業について交付金　　円を交付されるよう、小国町狩猟免許（第一種銃猟）及び銃砲所持許可取得費用交付金第４条及び小国町補助金等の適正化に関する規則第５条の規定により関係書類を添付して申請します。

また、猟銃等講習会及び狩猟免許試験への参加確認のため、町が試験実施主体に問い合わせをすることに承諾します。

試験に不合格となった場合は、翌年度までに再度試験を受験いたします。

	猟銃等講習会
	射撃教習
	銃砲所持許可申請
	狩猟免許取得

該当する項目に〇を付けること

様式第２号

収 支 予 算（精 算）書

射撃教習

（１） 収入の部

区　　分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比　較　増　減		備　考
			増	減	
町交付金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

（２） 支出の部

区　　分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比　較　増　減		備　考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様式第３号

推　薦　書

下記の者は、今後、小国町猟友会員として、有害捕獲業務を実施するにあたり適当であると認められることから、令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金事業の申請者として推薦する。

記

住所　　小国町大字

氏名

小国町猟友会会長　　㊞

様式第４号

農林発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

小国町長　仁　科　洋　一

令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金交付決定書

令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった、令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金については、令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　交付事業に要する経費及び交付金額は、次のとおりとする。

交付事業に要する経費　　金　　円
交　付　金　の　額　　金　　円

２　交付金の交付に際して付する条件は、次とおりとする。

小国町補助金等の適正化に関する規則及び令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金交付要綱に定めるところに従うものとする。

様式第５号

令和　　年　　月　　日

小国町長　仁　科　洋　一　　殿

申請者
住所
氏名
（署名または記名押印）
電話番号　　（　　）

令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金申請取り下げ書

令和　　年　　月　　日付け農林発第　　号で交付金の交付決定の通知があった標記事業について、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取り下げの理由

様式第６号

令和　　年　　月　　日

小国町長　仁　科　洋　一　　殿

申請者
住所
氏名
（署名または記名押印）
電話番号　　（　　）

令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け農林発第　　号で交付決定のあった、令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金について、令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金交付要綱第７条及び小国町補助金等の適正化に関する規則第１４条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

	猟銃等講習会
	射撃教習
	銃砲所持許可申請
	狩猟免許取得

該当する項目に〇を付けること

様式第７号

農林発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

小国町長　仁　科　洋　一

令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟）及び銃砲所持許可取得費用交付金交付額確定通知書

令和　　年　　月　　日付け農林発第　　号にて交付決定した令和８年度小国町狩猟免許（第一種銃猟免許）及び銃砲所持許可取得費用交付金について、令和　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書に基づき、交付金の額を　　円に確定します。